

インドネシア・フィリピン・ベトナム国民に対する
短期滞在数次ビザの発給について

我が国は、9月30日から、インドネシア、フィリピン、ベトナム国民（一般旅券所持者）に対する短期滞在数次ビザの発給を開始することとなりました。具体的な数次ビザ発給の内容は以下のとおりです。

開始日：2014年9月30日

対象者：ICAO標準の機械読取式一般旅券又はIC一般旅券を所持し、かつ、数次査証の発給を希望する一定要件を満たした者。

滞在期間：15日又は30日

申請書類：①申請書

②パスポート（原本及び写し）

③香港又はマカオIDカード（原本及び写し）

④有効な香港又はマカオの滞在許可（原本及び写し）

⑤6か月以内に撮ったカラー写真1枚（45mm×45mm、正面、無帽、無背景）

⑥渡航費用支弁能力を証する資料

申請人又は扶養者（配偶者又は子）の公的機関が発行する1年間の所得証明又は銀行通帳、銀行通知（バンクステートメント）で直近3か月分（原本及び写し）

⑦在職証明書

⑧数次の渡航目的を説明する資料

⑨配偶者又は子の申請にあっては、婚姻証明書又は出生証明書

※必要に応じ、追加の書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

詳細は下記リンクをご参照ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001283.html